

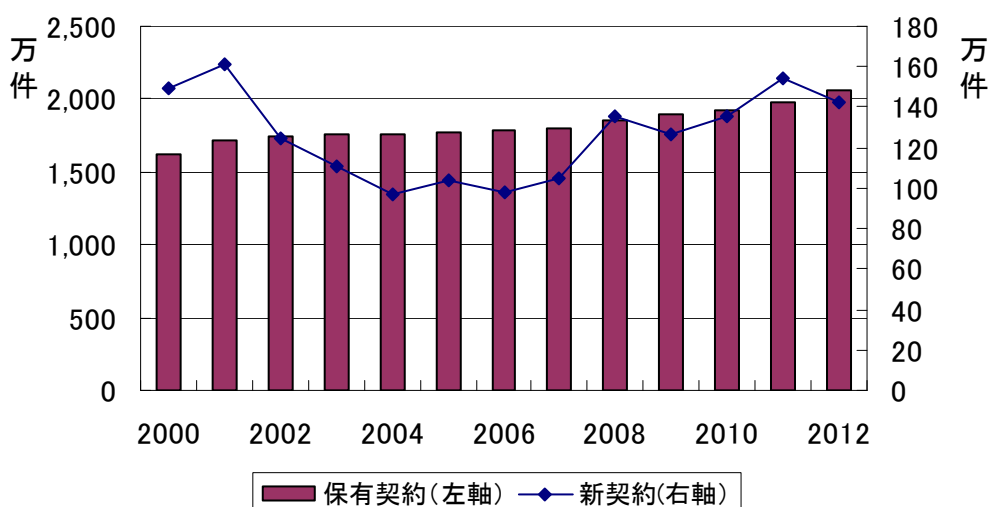
保険・年金 フォーカス

がん保険について 発売後 40 年の歴史と現在の商品内容

保険研究部 上席研究員 小林 雅史
(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

1—はじめに

アメリカンファミリー（アフラック）による日本初のがん保険発売（1974年11月）以来約40年が経過し、現在、生保会社43社中19社ががん保険を販売しており、2012年の新契約は約142万件、保有契約は約2054万件に達し、全人口の6人に1人ががん保険に加入していることとなる。



(インシュアランス生命保険統計号各年度版より筆者作成)

がん保険は「がんで入院・手術したときに入院給付金や手術給付金が受け取れるもの」で「がんと診断されたときには診断給付金を受け取れるのが一般的」¹とされており、本レポートでは、がんに対する保障に特化した単品商品について、発売後40年の歴史と現在の商品内容を紹介したい。

¹ 「ガン保険」、生命保険文化センターホームページ、http://www.jili.or.jp/knows_learn/basic/kind_main/cancer.html。

2—がん保険の歴史

1 | アフラックによるがん保険の発売(1974年11月)と商品の変遷

1955年11月米国ジョージア州コロンバスにおいて創業したアフラックは、他社との差別化のため、米国で通常発売されている医療保険の補完商品として、1958年初めてがん保険を発売したが、1974年11月、1973年2月のアリコジャパン（現在のメットライフ・アリコ）に次ぐ2番目の日本で営業する外資系生保会社として、日本初のがん保険を発売した。

がん保険は、保険期間終身の無配当保険で、がん保障には3か月間の「待ち期間」があった（責任開始は保険期間の始期から3か月経過後で、その間に被保険者が死亡した場合は払込保険料を返還）。

当初は口数単位の販売で、1口から3口まで加入でき、がんによる入院・死亡を保障した。

販売は代理店を通じて行い、販売目標として設定された初年度3万口、次年度8万口に対し、実際の販売は初年度約4万口、次年度約50万口に達した（代理店数も初年度100店、次年度200店を目標としたが大幅超過達成）²。

1978年9月、がん保険の保障内容を充実（入院・死亡時の給付引き上げと在宅療養給付金の新設）するとともに保険料を引き上げた「新がん保険」を発売³、1978年11月には、保障内容は新がん保険と同一で、保険期間10年の「がん定期保険」を発売した⁴。

1990年7月には、診断給付金と通院給付金を新設した「スーパーがん保険」を発売⁵、2000年12月には「21世紀がん保険」を発売し、解約払戻金のないタイプの新設（保険料は従来のスーパーがん保険とほぼ同様）、口数単位の販売の廃止による自在性の強化などの改定を行うとともに、特約として、上皮内新生物特約（これまで保障されなかった、腫瘍が粘膜の表皮に止まっている上皮内新生物—子宮頸部の上皮内がんなど—の診断給付金として悪性新生物の診断給付金の10%を支払い）、手術特約、特定治療通院特約（放射線治療、抗がん剤治療などの通院を保障）、がん高度先進医療特約（所定の高度先進医療を保障）などを新設した⁶。

さらに2007年9月には「がん保険 f (フォルテ)」を発売し、診断給付年金支払特則（診断給付金支払後、1～4年目に生存しているときに毎年診断給付年金—愛称はライフサポート年金—を支払う）

² 「認可が近づいた アメリカン・ファミリー社のがん保険 その内容と進出意図、販売体制、同社の沿革など」『インシュアランス』第2662号、1974年9月26日、「がん保険に正式認可 アメリカン・ファミリー社近く営業開始」『インシュアランス』第2665号、1974年10月17日、「大蔵省、アメリカン・ファミリー社に認可」『生命保険協会会報』第55巻第3号、1975年9月1日、瀬木崇雄『がん保険物語』、保険毎日新聞社、1978年7月、『30 AFLAC JAPAN Our History』、アフラック広報部、2004年11月。

³ 「アメリカン・ファミリーの新がん保険 給付拡大し保険料も引上げ」『インシュアランス』第2853号、1978年9月7日、『30 AFLAC JAPAN Our History』前掲。

⁴ 「アメリカン・ファミリーのがん定期保険 10年定期のがん保険、給付は同じ」『インシュアランス』第2867号、1978年12月21日、『30 AFLAC JAPAN Our History』前掲。

⁵ 「アメリカン・ファミリーのスーパーがん保険 診断給付、通院給付を加える」『インシュアランス』第3420号、1990年6月28日、保険料は「アメリカンファミリー 7月から予定利率引下げ 4.5%、他社より高水準維持」『インシュアランス』第3599号、1994年3月17日に記載の改定前保険料を掲載、『30 AFLAC JAPAN Our History』前掲。このほか、死亡払戻金として、65歳未満は15万円、65歳以上は7万5000円があった。

⁶ 「アメリカンファミリー生命 21世紀がん保険 高度先進医療など新たな保障」『インシュアランス』第3928号、2001年1月25日、『30 AFLAC JAPAN Our History』前掲。

の新設などを行った⁷が、現在販売されているがん保険は2011年3月発売の「生きるためのがん保険 Days (デイズ)」である。

生きるためのがん保険 Days (デイズ) は、診断給付金(悪性新生物の場合の場合、診断給付金額を、上皮内新生物の場合、診断給付金額の10%を支払い)、入院給付金、通院給付金を保障する主契約に、手術・放射線治療特約、がん先進医療特約、抗がん剤治療特約などを付加する仕組みである⁸。

2 | その他の会社のがん保険

1975年4月、協栄生命が「成人病特約」を開発し、所定の成人病による死亡、入院保障などを開始し⁹、これを参考に、アフラックのがん保険に対応する観点から、1976年6月以降、各社が成人病(がん、脳血管疾患、心疾患、高血圧性疾患、糖尿病)に対する特約による入院保障などを開始した¹⁰が、単品のがん保険は1982年5月、日本団体生命(現アクサ生命)により発売された(定期タイプのみ、満期時がんに罹患していない場合、入院給付金日額の5倍を支払う無事故給付金を設定)¹¹。

以降1983年1月の西武オールステート生命(現ジブラルタ生命)、1983年5月のアリコジャパン(現メットライフアリコ)、1983年8月の日産生命(現プルデンシャル生命)、1983年10月の大同生命などが次々と単品のがん保険を発売したが、外資系生保・中小生保のみががん保険を発売する状態が続いた(なお、1992年にはがん・心筋梗塞・脳卒中を保障する保険が発売されている)。

1996年4月の新保険業法の施行により、第一分野商品(生命保険)は生保が、第二分野商品(損害保険)は損保が、第三分野商品(疾病・傷害保険)は生保・損保ともに取り扱うことが法律上明記され、子会社方式による生損保相互参入も認められたが、第三分野商品への依存度が高い外資系生保・中小生保の経営環境が激変することを回避するため、いわゆる激変緩和措置として、保険業法附則が設けられ、第三分野商品の新規認可申請などの際は、第三分野商品への依存度が高い保険会社の経営環境が激変し、健全性が失われないよう、監督官庁が必要な条件を付することができることとされた。

すなわち、大手生保、損保、損保の生保子会社によるがん保険、医療保険などの販売解禁は当面見送られることとなったが、1996年12月の日米保険協議において、リスク細分型自動車保険の通信販売の認可など5項目の規制緩和措置を達成してから2年半後に激変緩和措置を解除することが合意され、1998年7月の規制緩和措置達成を受け、2001年1月に激変緩和措置が解除されることとなった。

⁷ 「アフラック がん保険 f(フォルテ) 経済的支援から精神的サポートまで対応」『インシュアランス』第4247号、2007年9月20日。

⁸ 「～最新のがん治療の保障からがん治療後の生活サポートまでお客様の『生きる』を創る新商品～<生きるためのがん保険 Days (デイズ) を発売>(2011年1月31日)、アフラックホームページ、「アフラック 生きるためのがん保険 Days (デイズ) 最新のがん治療の実態に対応」『インシュアランス』第4416号、2011年3月24日。

⁹ 「協栄生命の成人病特約 成人病入院に介護給付金など」『インシュアランス』第2691号、1975年4月、「新種保険、新特約の創設」『生命保険協会会報』第56巻第1号、1975年10月、『協栄生命史稿 [II]』前掲、78・142ページ、御田村卓司、福地誠、田中淳三『生保商品の変遷 アクチュアリーの実態と役割<改訂版>』前掲140ページ。

¹⁰ 「成人病特約、6月から発売へー7社が申請手続き終わるー」『インシュアランス』第2745号、1976年6月、「各社の成人病特約をみる 5大成人病に1入院180日まで給付」『インシュアランス』第2747号、1976年6月、「新種保険、新特約の創設」『生命保険協会会報』第57巻第2号、1977年12月、御田村卓司、福地誠、田中淳三『生保商品の変遷 アクチュアリーの実態と役割<改訂版>』前掲140ページ。

¹¹ 「日本団体生命のニチダンのがん保険 B型には無事故給付」『インシュアランス』第3032号、1982年5月、「新種保険、新特約の創設」『生命保険協会会報』第63巻第1号、1982年10月。

具体的には、2001年1月に大手生保、損保の生保子会社に、2001年7月に損保本体にがん保険、医療保険などの販売が認められた¹²。

3—現在のがん保険

現在、生保会社19社ががん保険を発売しているが、うち、他の保険種類とのセット販売が必要で、単品のがん保険としては発売していない3社を除いた16社について、2012年の販売実績上位5社はアフラック、メットライフアリコ、AIG富士、東海日動あんしん、アクサの順となっている。

2008年8月、アリコは日本で初めて90日間の待ち期間を撤廃した終身ガン保険などを発売した(入院・手術・通院保障について待ち期間を撤廃、診断給付には待ち期間を存続)¹³が、待ち期間を撤廃したがん保険はこのほかアクサの治療保障のがん保険のみ¹⁴で、がん保険の保障には90日(3か月)の待ち期間が設定されているのが一般的といえる。

保障内容としては従来入院保障がベースであったが、がんと診断されたときに一時金で支払われる診断給付金を設ける会社も多く、診断給付に重点を置いた商品やがんによる収入途絶などを保障する商品も現れており、従来保障の対象外であった、上皮内新生物も保障する商品が多くなっている。

また、個人向けには解約返戻金をなくしたり少なくしたりして保険料の低減を図る会社が多いが、法人向けには手厚い解約返戻金を訴求ポイントとした商品も販売されている。

2007年12月には窓販全面解禁によりがん保険についても銀行窓口での販売が開始され、現在13社が銀行を通じてがん保険を発売している(メディケアの一時払がん医療終身保険は銀行窓販のみ)。

損保会社では、セコム損保が自由診療保険メディコム(保険診療に加え、健康保険等の給付対象とならない自由診療についても実額を補償)などを発売している。

4—おわりに

1981年、死因順位第1位がそれまでの脳血管疾患から悪性新生物となって以降、悪性新生物は引き続き死因順位第1位となっている一方で、近年、罹患後の生存率は上昇傾向にある。

生保各社はさまざまな保障内容のがん保険を発売しているが、今後のがんの予防、検診、罹患状況、医療技術の進化などに伴う治療の実態などを見据えた創意工夫が引き続き求められよう。

¹² 刀禰俊雄「第三分野の保険問題—日米保険協議をめぐって—」『生命保険経営』第64巻第6号、1996年11月、清水文博「第三分野における生保の商品開発」『生命保険経営』第71巻第5号、2003年9月、宮地朋果「医療保険販売をめぐる諸問題」『生命保険経営』第78巻第5号、2008年5月、宮地朋果「医療保険をめぐる商品開発の動向」堀田一吉編著『民間医療保険の戦略と課題』102～103ページ、勁草書房、2006年6月、安居孝啓『最新 保険業法の解説 [改訂版]』43～44ページ、大成出版社、2010年4月、「保険分野は玉虫色で決着へ」『インシュアランス』第3627号、1994年10月、「日米協議 第2、第3分野に厳しい裁定 生保、損保、2001年に開放 日本側、激変緩和措置で通告」『インシュアランス』第3806号、1998年7月、1994年10月、「第3分野、2001年に開放 日本側、激変緩和措置で通告」『インシュアランス』第3806号、1998年7月、「子会社1月、本体は7月から 金融庁、相互参入の時期を決定」『インシュアランス』第3916号、2000年10月。

¹³ 「アリコジャパン 終身ガン保険・ガン保険 日本初の待ち期間のないガン保険」『インシュアランス』第4294号、2008年9月。

¹⁴ 「アクサ、『治療保障のがん保険』発売」『インシュアランス』第4432号、2011年7月。